

給水装置新設・改造に係る配水管布設工事負担金に関する要綱

(平成2年3月9日)

(西宮市水道局訓令第4号)

沿 革

平成26年4月1日 西宮市上下水道局訓令2号 [1]

平成27年12月1日 西宮市上下水道局訓令7号 [2]

(趣旨)

第1条 この要綱は、公道における給水装置の新設又は改造の申し込みにともない新たに配水管を布設する場合の布設要件、布設工事費の負担その他必要な事項について定めるものとする。

(配水管の布設要件)

第2条 配水管の布設は、次の各号に掲げる要件に該当する場合に当該年度の予算の範囲内において実施するものとする。

- (1) 配水管整備計画に適合していること。
- (2) 給配水管が既に布設されている場合は、当該既設管の整理が可能であること。

(工事費の負担)

第3条 給水装置の新設又は改造の申し込み（以下「申込み」という。）にともない新たに配水管が布設される場合には、当該給水装置の申込者（以下「申込者」という。）は、配水管の布設工事費に充当するための工事費の一部を負担するものとする。

第4条 申込者が負担する工事費負担金（以下「負担金」という。）は、申込者が申込み箇所までの専用給水管を布設する場合に要する工事費（専用給水管の口径が50ミリメートル以下の場合には、路面復旧費（仮舗装及び本舗装とする。）を除くものとする。）の全額とする。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。[1]

第5条 負担金による配水管布設工事が完成した後、6箇月以内に、同一路線において新たに申込みがあった場合は、前2条の規定を準用する。

(工事費の算出)

第6条 第4条に規定する専用給水管の布設工事費は、「受託（給水管布設・配水管移設等）工事費の積算方式について（昭和57年7月30日決裁拡張第46号）」の取扱いを準用して算出する。

(負担金の納入等)

第7条 申込者は、負担金を納入通知書により指定された期日までに納入しなければならない。

2 申込者が負担金を指定された期日までに納入しないときは、当該負担金に係る申込み

を取り消したものとする。

(負担金の精算)

第8条 管理者は、配水管布設工事が完成した後、負担金を精算し、過不足があるときは、還付又は追徴をする。

(申込み取消しの場合の経費)

第9条 申込者の都合により、申込みを取り消した場合は、「給水装置工事の申込み取消しの場合の経費の徴収について（昭和54年8月27日水庶内第83号）」の取扱いを準用する。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項については、管理者が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

付 則（平成26年4月1日西宮市上下水道局訓令第2号〔1〕西宮市水道事業経営
審議会運営要綱等の一部を改正する訓令13条による改正付則）

この訓令は、平成26年4月1日から実施する。

この訓令は、平成27年12月1日から実施する。